

東京都重層的支援体制整備事業後方支援事業

『重層的支援体制整備事業の 取組状況に関する現況調査』結果の概要

発行



社会福祉法人

東京都社会福祉協議会

(地域福祉部 地域福祉担当)

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1
TEL 03(3268)7186 FAX 03(3268)7222
E-mail:chiiki_07@tcs.w.tvac.or.jp

1

『重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査』の実施のあらまし

- ◆調査目的 東京都重層的支援体制整備事業後方支援事業の一環として、毎年東京都が各区市町村に対して実施している「区市町村地域福祉計画の策定等に関する状況等調査」と合わせ、包括的支援体制の構築に係る手法と展開、重層事業の検討状況等の把握を目的に本調査を実施した。
- ◆調査名 重層的支援体制整備事業の取組状況に関する現況調査
- ◆調査対象 (自治体)
 - ・令和7年度に重層事業を実施している区市《30地区》
 - ・重層事業を実施していない区市町村《32地区》(社会福祉協議会)
 - ・令和7年度に重層事業を実施している自治体の区市社協《30地区》
 - ・重層事業を実施していない区市町村社協《32地区》
- ◆調査時期 令和7年6月16日～7月11日
- ◆調査方法 電子メールでの調査票の送付・回収にて実施
- ◆回答結果 自治体(62/62地区)、社協(62/62地区) 回収率:100%

2

重層的支援体制整備事業 都内実施自治体

令和3年度

世田谷区、八王子市

令和4年度（7自治体）

墨田区、世田谷区、中野区、八王子市、立川市、狛江市、西東京市

令和5年度（12自治体）

墨田区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、八王子市、立川市、調布市、国分寺市、狛江市、西東京市

令和6年度（23自治体）

中央区、墨田区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、調布市、小平市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市

令和7年度（30自治体）

中央区、港区、文京区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、練馬区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、調布市、町田市、小金井市、小平市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市

令和7年度 移行準備事業 実施地区

荒川区、足立区、武蔵野市、府中市、武蔵村山市、羽村市

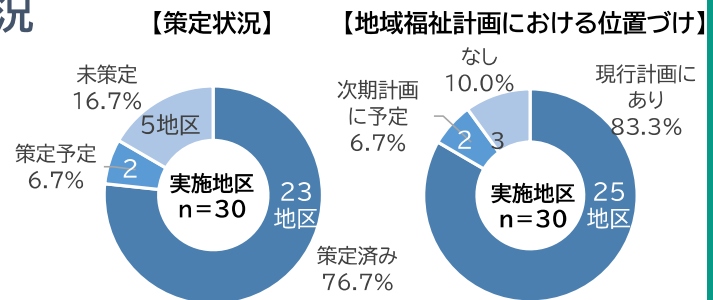
※ ____は該当年度 新規実施地区

実施地区の7割以上で実施計画を策定

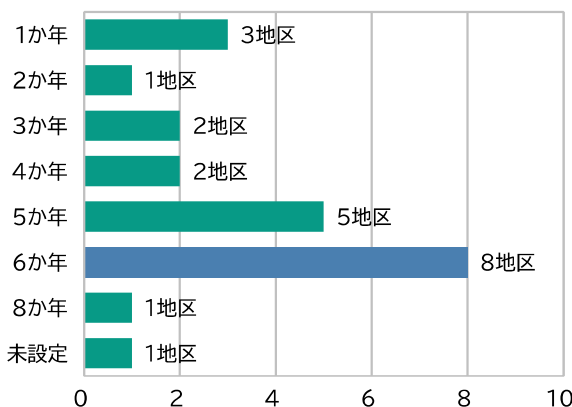
実施体制

重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況

- 重層的支援体制整備事業を実施している30地区のうち7割以上にあたる23地区で重層的支援体制整備事業実施計画を策定して体制整備に取り組んでいる。
- 計画期間については、5年～6年という中長期での策定が半数以上を占めている。



【現行の実施計画の計画期間】 計画策定済み地区 n=23

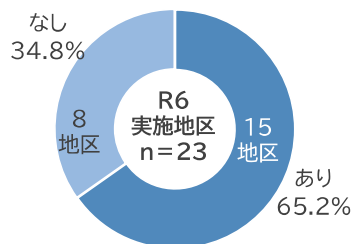


- 実施計画の策定は努力義務とされているが、実施目標や事業評価、見直しに関する事項を定めることが、国による多機関協働事業への加算要件の一つとして求められている。
- 実施地区のうち8割以上が実施計画を現行の地域福祉計画に位置づけており、次期計画への位置づけを予定している地区を合わせると、9割の地区が地域福祉計画に基づいた体制整備を進めている。地域福祉計画に実施計画を内包することにより、高齢者、児童、障害者など、分野を横断した相談支援の展開をめざしていることがうかがえる。

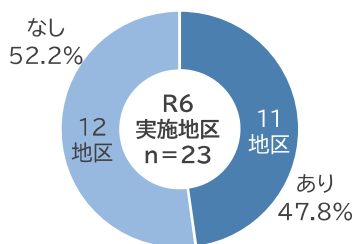
実施地区の半数以上で推進評価のための体制構築が進んでいる

実施体制

【推進体制の有無】



【評価指標の有無】



- 令和6年度の実施地区のうち7割弱が推進評価のための体制を構築しており、評価結果を踏まえ、上位計画全体も含めた評価や見直しを行っている地区がある。
- 実施地区の約半数が、「数値目標」など何らかの評価指標を設けている。

評価指標の具体例

定量評価

- 支援会議の実施回数及び事例検討件数
- 地域福祉プラットフォーム設置件数
- 地域福祉コーディネーターの相談対応件数

定性評価

- 事例等を踏まえた重層事業の有効性に関する審議会での審議
- 支援関係機関のネットワークが充実していると回答した団体の割合

- ◎ 評価指標を設けている地区の中には、数値目標の達成度ではなく定性的な評価を行うことや、関係機関へのアンケート結果から支援機関のネットワークの充実度を測ることにより、連携・協働の深まりや、伴走支援におけるプロセス変化を捉えようとする地区も見られる。
- ◎ 重層的支援体制整備事業に限らず、包括的支援体制の整備において、地域の課題やニーズを的確に捉えながら、より効果的な取組みをすすめていくためには、地域課題等へのアプローチのしかたや、フォーマルとインフォーマルの協働・連携を充実させていくこと等につながる指標を、各地区が実情に応じて設けることが重要となる。

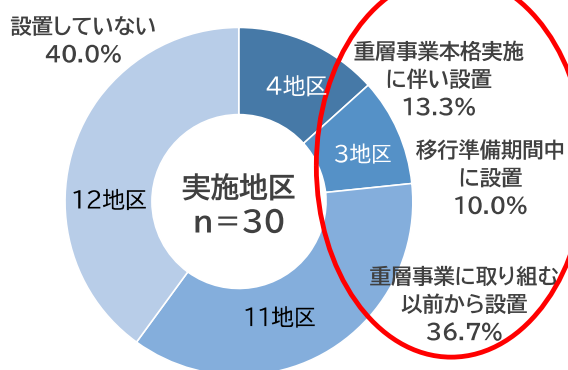
5

総合相談窓口の設置が6割、その半数は生活困窮と一体的に実施

包括的相談支援事業

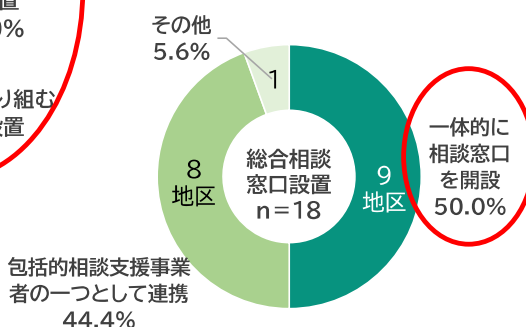
- 総合相談窓口の設置状況の割合は6割(18自治体)で、令和6年度と比べて割合に変化はなかった。また、このうちの半数で生活困窮者自立支援事業と一体的に相談窓口を開設している。
- 4割(12自治体)は、総合相談窓口を設置せず、既存の各相談支援機関による包括的相談支援、相談支援機関の連携強化、地域福祉コーディネーターのアウトリーチ等により、包括的相談支援の体制が作られている。

総合相談窓口の設置状況



合計18自治体 = 6割

【総合相談窓口と生活困窮者自立支援事業との連携状況】



重層事業実施前からある相談支援機関の活用例

- 地域包括支援センターで属性を問わない相談受付
- 地域の拠点に配置された地域福祉コーディネーター(CSW)による相談受付
- 各支所にワンストップで相談を受け付ける窓口を設置
- 福祉事務所や就労支援センターを設置した複合施設で一体的に相談受付

6

研修・連絡会により既存の相談支援機能を強化

包括的相談支援事業

- 既存の相談機能強化のため、2/3の自治体が研修を実施、1/2の自治体が連絡会を実施。
- 庁内職員その他、支援関係機関の職員を対象とした事例検討やソーシャルワーク関連の研修を通じて、連携強化が図られている。
- 連絡会等で関係機関の機能を知ることにより、連携がしやすくなり、支援の際の役割分担や、自らの窓口では対応できないケースのつなぎ先となっている。

重層事業で新たに設けた相談機能

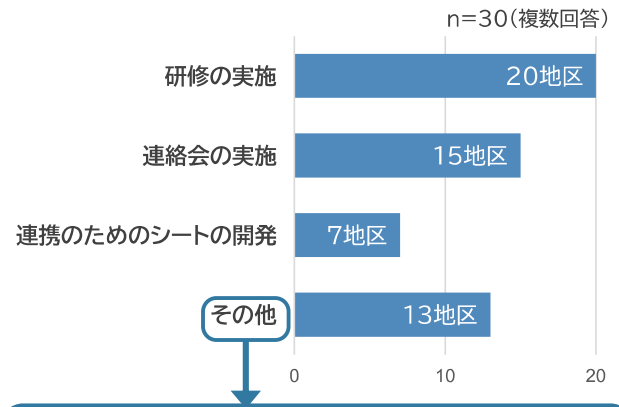
方法では

- 1 住民の身近な場所(居場所・公共施設等)に出向く出張相談
- 2 メールやLINEなど非対面によるオンライン相談

内容では

- 1 テーマを定めた相談(引きこもり、ヤングケアラー等)
- 2 どこに相談したらよいかわからない相談の受け止め

既存の相談支援強化に向けた取組み



【その他の取組内容】

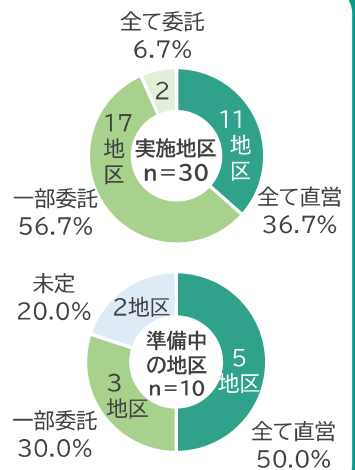
- 権利擁護支援検討会議との連携を検討
- 情報共有システムの導入
- 関係機関を集めたワークショップを開催
- 共通の支援マニュアルの作成
- 地域福祉コーディネーターを中心に専門職のネットワーク化のための会議を各圏域ごとに開催

庁内・庁外で、福祉以外の分野とも関係構築に取り組む

多機関協働事業

多機関協働事業の実施体制

- 実施自治体の約1/3で多機関協働事業の全てを直営で実施。未実施自治体において重層事業の準備を行っているとは回答した10地区では、直営が半数を占めている。また、委託先においては、実施・未実施を含む全ての自治体で社協が含まれている。
- 多機関協働事業の主体は自治体が担い、特に庁内の連携においては所管課による庁内調整の役割が大きい。また、庁外の関係機関との連携やプランの作成においては、個別支援だけでなく地域支援への展開を一体的に実施している地域福祉コーディネーターの専門性が活かされている。
- 直接支援に関わる現場レベルの連絡会や係長級対象の作業部会等だけでなく、部課長級を対象とした連絡部会等を設けることで、庁内全体の課題共有や政策検討を行うなど、重層的な会議体の設置により包括的な支援体制が構築されている。



参考 全自治体に対する調査の結果では・・・

- 重層事業の実施有無にかかわらず、包括的な支援体制の構築における連携先では、**住居**や**就労**に関する関係機関が増えている。また、福祉以外の分野との関係構築も広くおこなわれている。
- 庁内外の関係者で構成される会議体・協議体による情報共有、研修等を通じた共通認識づくり、顔の見える関係構築などが取り組まれている。

連携している関係機関の一例 (住居・就労・他分野)

- ◆ UR・JKK
- ◆ 不動産業者・大家
- ◆ 居住支援法人
- ◆ ハローワーク
- ◆ 弁護士・司法書士
- ◆ 教育委員会
- ◆ 保育園・幼稚園
- ◆ 水道局
- ◆ 警察
- ◆ 消防
- ◆ 保護司 など

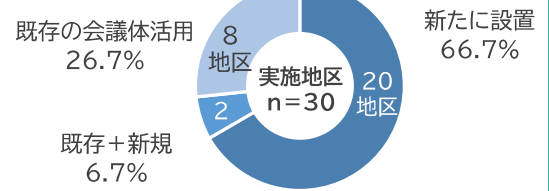
支援会議を活用して多機関が連携

多機関協働事業

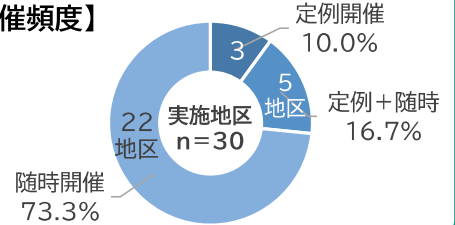
支援会議の設置状況 n=30(R7年度実施地区)

- 自治体が実施主体となっているため、参加者の招集や調整も主管課で行うことが多い。
- 既存の会議体活用では、支援調整会議(生活困窮)、地域ケア会議(介護保険)、要保護児童対策地域協議会(児童)等の活用が多い。
- 支援会議では守秘義務が課される。ケース検討においては随時開催が多く、ケースの情報共有や検討を通じて各支援機関の役割について共通理解を図る等、関係機関との連携にも効果が上がっている。また、定期開催では事例検討だけでなく、課題や事業内容の共有等により庁内外との連携強化を図っている。

【設置状況】



【開催頻度】



個別ケースの検討以外にも活用 n=23(R6年度実施地区)

- 個別ケースの検討以外では、研修会の開催や地域課題の把握・分析、支援ケースのモニタリング等が行われている。
- 個別支援から把握された課題を蓄積し、地域全体で解決すべき課題や、地域では解決が困難な課題について、支援会議の活用により、福祉以外の関係機関とも連携をして、社会資源の開発や政策への反映が検討されている。

【ケース検討以外の機能の有無】



個別課題の検討だけでなく地域づくりも視野に入れた一体的な運営が重要

多機関協働事業

- 相談支援窓口を中心に、市民生活に関連する庁内部門や関係機関を、ケースに応じて招集することが多い。

【支援会議及び重層的支援会議の主な構成メンバー】

庁内: 相談支援機関職員、保健師、教育委員会、計画担当等

庁外: 社会福祉協議会、民生・児童委員、学校、医療機関、介護事業所、支援団体、警察等

※ その他、検討ケースに応じて関係機関を招集

住宅部門、都市計画・町づくり部門、清掃事務所、消防署、町会・自治会等

- 個別支援から抽出された課題を地域全体の課題として共有し、必要に応じて地域資源の開発や政策への反映についても検討が進められている。



- ◎ ケース検討に留めず、支援機関を含めた地域では解決が困難な課題を、区市全域で対応を検討や進捗管理、評価を進めるために、部課長や政策担当部門の参加などが効果的。

【上記以外の主な構成メンバー】

- ・福祉関係部門の各部課長
- ・検討内容に応じた部門の部課長
- ・企画・政策担当部門

支援会議の機能と検討ケースの特徴

- 支援会議で検討したケースの多くは、世帯内に支援を必要とする世帯員が複数いる、複雑化・複合化したケースで、相談を受けた支援機関だけでは支援が困難なため、複数の支援機関による検討・支援が行われている。
- 支援会議を通じ、個別ケースの検討だけでなく、お互いの役割や事業内容を理解し、把握されている課題との共有も行われている。顔の見える関係ができることで、**支援者支援**にもつながっている。
- 既存の会議体では参加が難しかった福祉関係以外の関係機関の参加や、本人同意が得られる前からの検討が可能になった。

【支援会議で検討されたケースの特徴】

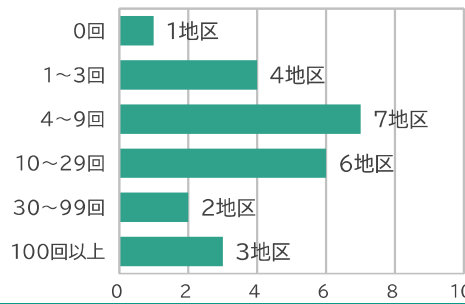
- ・精神疾患や発達障害(疑い含む)
- ・ひきこもり(8050世帯含む)
- ・支援を要する世帯員が複数(高齢・障害・疾病・学習・就労等)
- ・支援拒否や本人は困っていない
- ・ごみ屋敷
- ・ヤングケアラー
- ・生活困窮や就労

※ これら複数の特徴が複合している

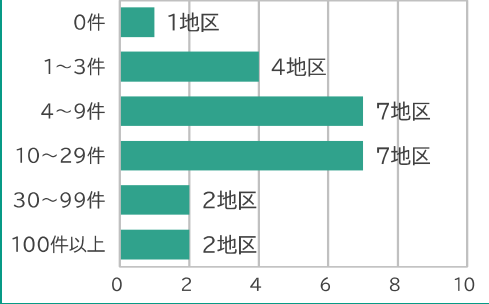
多機関協働による支援者支援

- ・ケース検討を通じて職員の支援スキルが向上
- ・これまで関わりの少なかった部門(教育・環境・まちづくり等)との連携が進んでいる
- ・チームで支援することにより担当者の孤立や抱え込みを解消

【R6年度の支援会議開催回数】 n=23(複数回答)



【R6年度の検討ケース数】 n=23(複数回答)



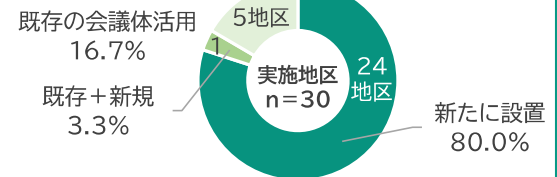
重層的支援会議では本人同意の難しさが課題

重層的支援会議の設置状況 n=30(R7年度実施地区)

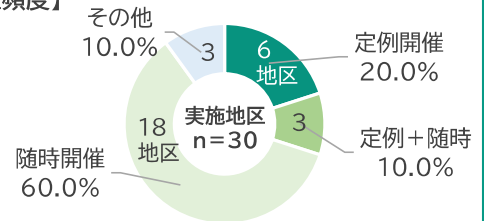
- 構成メンバーは支援会議より幅が広く、庁内の各部課が参加したり、支援会議の上位組織として運営する場合もある。
- 本人同意を得るためには、信頼関係の構築が不可欠であり、本人との関係構築は、関係機関の連携による支援の展開を起点とし、伴走支援を続けていく中で進むため、同意を得てプラン作成へと至るには時間がかかることが多い。例えば、必ずしも本人同意がなくとも開催できる支援会議の活用が有効である。

◎ プラン作成までに時間を要し、事業実施初期では件数があがらなくとも、本人同意を得る前の一連のプロセスとその取組みを支援過程の実績として捉えることが重要である。

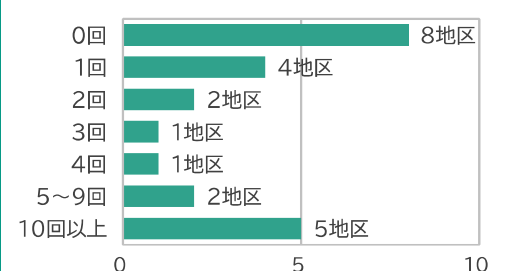
【設置状況】



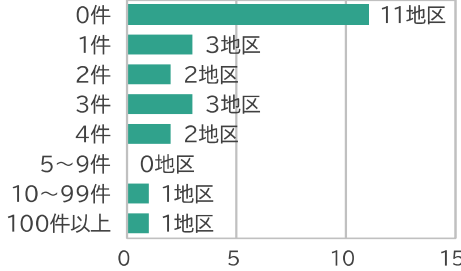
【開催頻度】



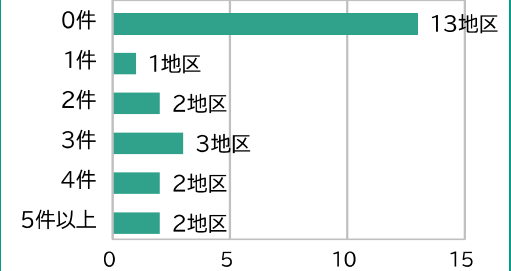
【R6年度の重層的支援会議開催回数】 n=23(複数回答)



【R6年度の検討ケース数】 n=23(複数回答)



【R6年度のプラン作成数】 n=23(複数回答)

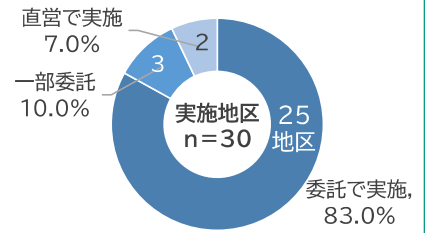


アウトリーチ等支援事業の委託先は9割が社協

アウトリーチ等支援を通じた継続的支援事業

- アウトリーチ等支援を通じた継続的支援事業を直営で実施する自治体は5つだが、その内3自治体は、一部を委託して実施している。
- 直営では、アウトリーチチーム、アウトリーチ専門員を組織する自治体がある。
- 委託している28自治体のうち、26は社協に委託して、地域福祉コーディネーター、CSW等が対応している。従前から、地域住民等と一緒に地域づくりを行っている専門性を活かし、地域との関わりが少ない方に対するアウトリーチも実施している。

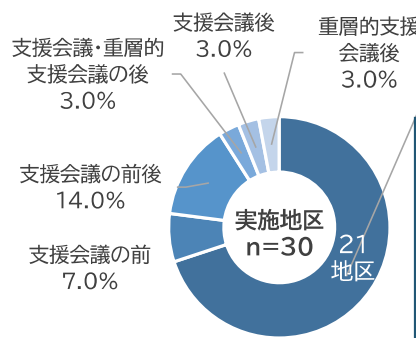
【アウトリーチ等継続的支援事業の実施体制】



一世帯に対する月あたりの 最多アプローチ回数

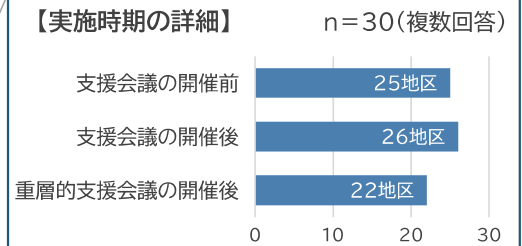
- 最多で40回、続いて、14回、12回
- 一方、カウントしていない自治体が1/3あった。アウトリーチの効果を測る方法として、プロセスの評価が重要であり、関わり回数、内容、変化などの把握も必要となる

【アウトリーチ等継続的支援事業の実施時期】



随時を含む全ての
タイミング
70.0%

【実施時期の詳細】



発見から継続支援までの伴走とともに、地域にも働きかけ

アウトリーチ等支援を通じた継続的支援事業

- 地域福祉コーディネーター等の具体的な活動内容を見ると、下記のように様々な目的で、個別支援のアウトリーチと並行して地域への働きかけも行っていることがわかる。
- また、社協では、個別支援と地域支援の一体的展開を意識した取組みも実施されている。

地域福祉コーディネーター、CSW等

① 発見

② 関係構築

③ 参加支援

④ 継続支援

対象

支援が届いていない人
困り感がない人、拒否する人

人との関係づくりが苦手な人、つながりにくい人

継続的な関わりを持ちにくい人

個別支援

- ・ 情報をくみ上げる
- ・ ネットワークからの連絡体制整備
- ・ 包括、小地域活動・町会・自治会・民生委員との連携
- ・ 住民に地域福祉Co業務の情報提供
- ・ フードバンク等で出張相談

- ・ 支援を届けるため
- ・ つながる
- ・ 本人への時間をかけた丁寧な働きかけ
- ・ 家庭訪問
- ・ 見守りや訪問

- ・ 支援関係機関につなぐ
- ・ つなぎ先との関係性が安定するまでの継続支援
- ・ 同行支援

- ・ 本人・家族と共に検討
- ・ 既存の支援体制で支えることが困難な方へのアプローチ
- ・ 伴走支援
- ・ 拠点等で継続的支援

支援方針を検討の上、必要に応じたプランの作成・支援関係機関等との連絡調整

地域への働きかけ

- ・ 地域支援から個別支援へ
- ・ 地域全体が抱える課題・ニーズを収集し、参加支援・地域づくりに向けた支援の充実につなげる
- ・ 資源把握

- ・ 地域活動の働きかけ

- ・ 地域活動の立ち上げ支援
- ・ 日常生活圏域における生活支援のしくみづくり
- ・ 日常生活圏域で解決できない問題を解決していくしくみづくり

- ・ 地域活動の継続支援

- ▶ 本人のニーズに合った活動や地域・人とのつながりづくりを、本人のペースに合わせてマッチングし、アウトリーチを通じて支援を行うと同時に、本人に合った活動や居場所の創出を働きかけている。つながりが途切れないように、フォローアップ等の伴走支援も重要になっている。
- ▶ 活動や居場所を創出するだけでなく、受け入れ先となる団体との連携や、勉強会・講座の開催などを通じ、理解者の養成など、地域住民や活動団体等に対する働きかけも行っている。
- ▶ 支援に拒否のある方や困り感のない方、支援を希望していても他人との関わりが苦手な方など、本人同意に基づく支援プランの開始に時間のかかる場合には、支援会議を活用するなど、本人に合った社会参加の支援を実施している。

参加支援事業の具体例

- 市内の協力者との連携を図り、短時間のお寺の清掃活動や農園活動などを実施
- 都立公園と連携して公園管理のお手伝い
- 区内のボランティア活動に、アプリ等を利用して参加
- 受け入れ先の地域資源の悩みや課題に寄り添い、関係機関などによる講話や勉強会等の開催を通じた環境づくり
- ひきこもり支援に関心のある人が、アウトリーチ支援に継続的に関わることができる登録サポートの仕組みづくり
- 企業や社会福祉法人等に対して支援メニューをふやす働きかけを実施

連携先

- 地域包括支援センター
- ボランティアセンター
- 訪問看護ステーション
- 社会福祉法人
- 寺社、農園、企業等

地域公益活動推進のための社会福祉法人のNWとの連携による働きかけもある

参加支援の件数

令和6年度実施地区
n=23(複数回答)

支援プランに基づく支援数	本人同意に基づく支援プラン開始前の支援数
14	1527

カウントをしていない地区もある

地域の課題やニーズに応じた地域づくりが重要

地域づくりに向けた支援事業

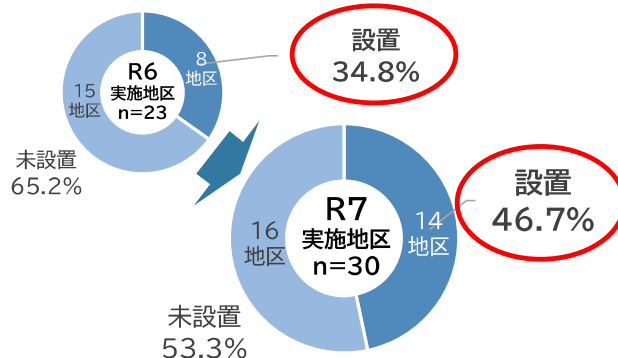
地域づくりを進めるための推進体制

- ▶ 地域の状況を踏まえて、住民を含む関係者による情報共有や検討を行う場の整備が年数を重ねるごとに進んでいる。
- ▶ 自治体が主体的に取り組むことが必要であり、既存の会議体のほか、重層事業の支援会議・重層的支援会議が検討の場として活用されている。



- ◎ 地域住民や関係機関との話し合いの場を持つことや、地域の課題・ニーズ、地域特性、社会資源等を幅広く把握し、その情報を共有することが重要である。
- ◎ 地域のニーズに応じて、属性を問わない住民同士が交流できる多様な場や居場所を創出することで、交流・参加・学びの機会を生み出し、多様な地域活動が生まれやすい環境づくりが可能となる。
- ◎ 多様な地域活動により「人と人がつながる」地域が醸成される(地域づくり)ことが重要である。

【推進体制 設置の有無】



推進体制の具体例

- 区内9か所に設置した各なごみの家で年2回程度、地域住民や活動団体、企業、学校関係者等が参加する協議の場を開催
- 市の福祉総合相談係と社協のCSWiによる定期的なミーティングで地域課題等の話し合いを実施

地域特性にあわせ、世代・属性を超えた取組みを実施

地域づくりに向けた支援事業

地域づくりに向けた支援の取組み内容

- 「多世代交流」「属性を問わない居場所」の整備を主軸に、既存の分野別事業だけでなく、それらを横断的につなぐコーディネートが行われている。
- 個別支援の蓄積により地域課題を把握し、不足している社会資源の開拓や既存の活動の拡充、活動同士の連携等調整が行われている。
- 地域住民や地域の企業・学校等に向けて、新たな担い手の養成や地域福祉の理解を促すための講座や連絡会等を開催することで、活動の広がりをつくる環境整備にも取り組んでいる。
- 社協による取組みでは、地域福祉コーディネーター等による重層事業実施前からの実践が活かされている。

地域づくりに向けた支援の具体例

交流・居場所の創出

- 行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームづくり
- 地域づくりに関わる人材発掘のため、夜間の交流の場を設置

広がりに向けた環境整備

- 地域課題に対して、社会資源等を活かしながら、新たな活動を企画・コーディネートする地域ファシリテーターの養成講座を実施
- 各事業で実施する地域づくりと区民を、CSWがつなぐ

個別支援から地域課題の把握、社会資源の開拓

- 個別課題を地域課題として分析し、地域で協力してくれる多様な主体の参画を増やし、地域で支え合うしくみづくり
- 移動販売車マップの作成による買い物難民支援
- ひきこもり座談会等、個別のニーズに合わせた取組みの実施
- 地域を実際に歩いて災害時に活用できる社会資源を確認する「まちあるき」を実施

居場所が活動拠点として多様な機能を発揮

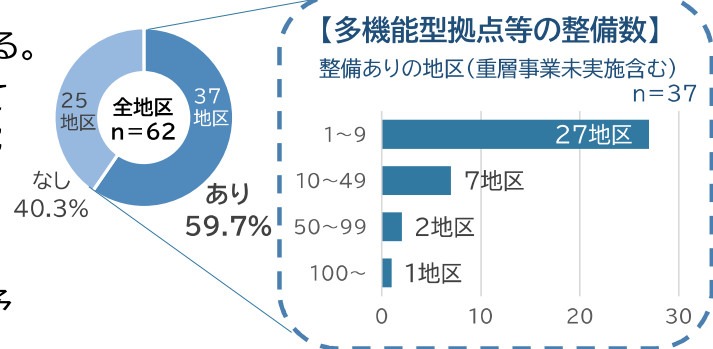
地域づくりに向けた支援事業

- 多世代・多機能型の拠点の位置づけはそれぞれの地域で様々な形態がみられる。地域福祉コーディネーターが常駐する拠点もあれば、圏域にある拠点に向く地域もある。公共施設、空き家などを活用する居場所もある。
- それらの拠点は世代や属性を超えた地域住民にとっての活動拠点であり、交流を通じて居場所や相談の機能をもつことができている。



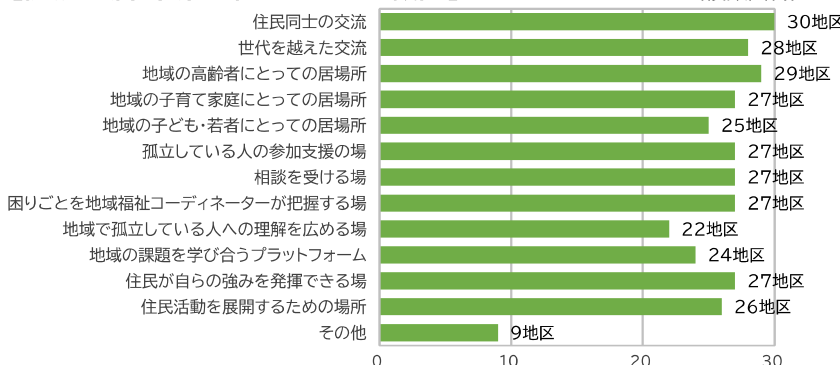
- ◎ 住民同士のつながりから、変化や困りごとに気づきやすくなり、問題が複雑化する前に支援につなぐなど、予防的な関わりが可能となる。

【地域住民等の相互交流の場の整備の有無】
(多世代交流拠点等)



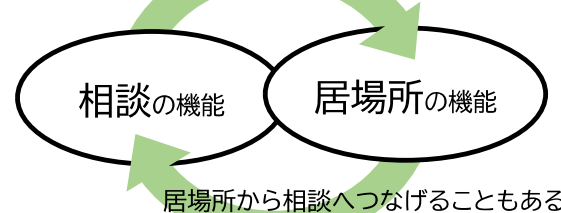
【拠点や居場所が果たしている機能】

n=30(複数回答)



多世代・多機能型の活動拠点・居場所

相談から居場所へつなげることもあれば



居場所から相談へつなげることもある

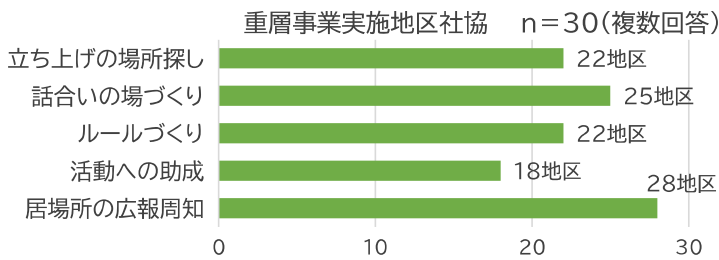
地域づくりの機能

地域福祉コーディネーターが拠点を活用し、相談から地域づくりまで一体的に支援 ～点から面への広がり～

地域福祉コーディネーター

- 地域福祉コーディネーターは、地域の拠点に足を運び、相談会等を通じて地域の「気になる」「困りごと」を早期に発見し、必要な支援につなぐ調整役を果たしている。
- 拠点を居場所として活用したり、学習会等を開催したりすることを通して、地域住民による見守りや地域づくりへの意識向上に取り組んでいる。それが、予防的な取組みにもつながっている。
- 地域住民同士の交流の場づくりや活躍の機会をつくるなど、地域特性や住民の特技を生かした取組みを推進している。
- 横断的なコーディネートによる既存事業や分野の垣根を超えた支援を、地域全体へと広げていく役割も担っている。

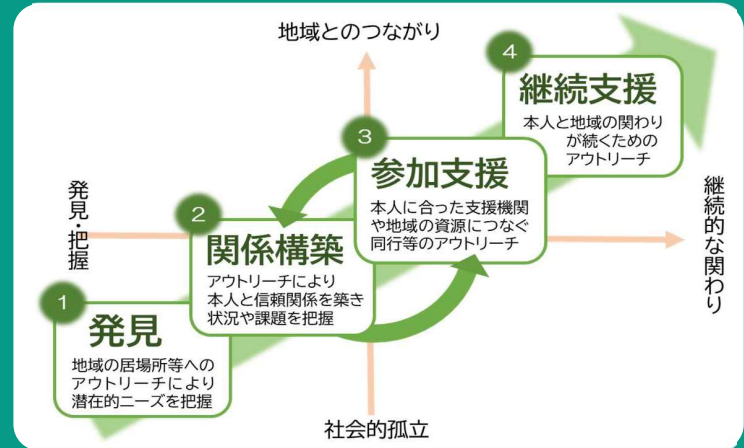
【住民が拠点や居場所を運営している場合の地域福祉コーディネーターの関わり】



* 拠点を毎日開設している = 3社協

* 定期的に開設している = 18社協

(週1回、週2回、週4回、月1回、月2回など開設頻度はさまざま)



19

令和7年度から新たに取り組んでいること

出張相談・巡回型相談

- ◆ 巡回型の福祉なんでも相談窓口の開催回数増
- ◆ 公共施設等を活用した出張相談会の実施。

総合相談窓口

- ◆ 新規圏域にて「ふくしの総合相談窓口」を開設

環境整備

- ◆ 検証作業で定期的に検討している。制度が利用しやすいように役割の拡充や見直し、マニュアル改訂をおこなっていく
- ◆ 生成AIを活用した福祉の傾聴窓口の試行実施、多機関連携システムの導入
- ◆ 相談等記録システムを導入し、案件ごとに相談経過を蓄積することで、継続的な支援、円滑な連携や引継ぎなど、担当業務の標準化を図る

連携強化

- ◆ 重点テーマを設定し、全体会とは別でコアメンバーでのミーティング等を予定。
- ◆ 相談支援を行う福祉分野の庁内各課や関係機関の専門職を集めて、多機関・多職種研修を実施。

圏域の基盤体制整備

- ◆ 地域住民が日常生活で気づいた周りの異変をはちまるサポートにつなぐ「はちまるサポーター」の養成拡充
- ◆ 民間事業者との共創による「孤独・孤立対策」の実施。協定を締結し、居場所設置やコミュニティづくりなどの取組みを展開
- ◆ 居場所活動定着に向けた試みとして、民生委員や、社協主催の養成講座を受講した福祉サポーターとの連携も含め、検討中

地域づくり支援事業

- ◆ 「地域子育て支援拠点事業」について、今年度から区内私立幼稚園の一部でも事業を開始

包括的相談支援事業

- ◆ 「利用者支援事業」のこども家庭センター型として、区内4拠点に設置したこども家庭センターが事業を開始

20